

年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2015年（平成27年）12月31日から2016年（平成28年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

記

1. 当該 4 日間の内、12月 31 日及び 1 月 4 日については、現行協定通り特別有給休暇とする。
 2. 日中荷役とする。但し、1 月 4 日については取り切り船に限り原則 18 時迄とする。
なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
 3. 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
 4. 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。

以上

2015年（平成27年）11月18日



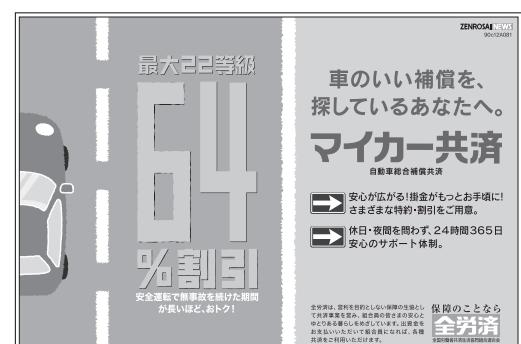
日本港運協会より、提案があつた年末年始の例外荷役の実施について、労使政策委員会で継続して協議を重ねてきた。

十一月十八日開催の中央執行委員会で実施することが確認されたことから、十一月二十四日十三時三十分から開催された労使政策委員会において、議事確認(年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認)を関係地区に連絡した事の報告がされた。

実施期間は十二月三十一日、一月二日から四日までの四日間。

（）日中荷役に限る（1月1日は除く）

年未年始協定



藤木インスペクター日誌

～思わぬ鉢合わせ～



〔今号から第四章 労働委員会〕（一九〇二七条）の内容です。

■はじめに…労働委員会は、労働者や労働組合の申立てを受けた、不当労働行為事件（組合活動への妨害や干渉など）の審査を行つて救済することを使命とし、独立した地位と権限を持つています。また、労働争議に関する「あっせん・調停・仲裁」などを行つて、労使紛争の調整を行う権限も持っています。

この章では、第一節で、労働委員会の組織や権限、第二節では、不当労働行為事件の審査や救済命令、和解、第三節は、救済命令の取り消しの訴えや裁判所による緊急命

細な内容が定められています。本稿では、労働委員会の組織や権限、不当労働行為の審査手続きや救済命令のなどを取り上げていきます（四回を予定）。

■第一節「設置、任命及び所掌事務並びに組織等」（一九〇二六条）について

中央労働委員会は、厚生労働大臣所轄の下に置かれ、労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図ることを任務とし、不当労働行為事件の審査等や労働争議のあっせん・調停・仲裁、仲介に関する仕事を行つて

労働組合法講座 ⑫

～「労働委員会」①～

両議院の同意を得て、学
士勲者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、内閣総理大臣によって任命されます。

○任期は二年で非常勤ですが、公益委員二名は常勤になることができます。公益委員に関しては、国又は地方議会の議員、特定独立行政法人の役員、職員、その労働組合役員、組合員がなることはできず、在任中は、政党や政治的団体の役員となつたり、積極的な政治運動は禁止されていきます。また、常勤の公益委員は、報酬を伴う他の職務に従事したり、営利事業を営むこともできません。

（都道府県労働委員会）：都道府県労働委員会は、都道府県知事所轄の下に、公益委員、労働者委員、使用者委員各三名から各五名まで、政令で定められ構成になります。

公益委員は使用者委員と労働者委員の同意を得て、労使各委員は、労働組合と使用者団体からそれぞれ推薦を受けて都道府県知事が任命します。

東京都（都労委）は各十三名ずつ、大阪府は各十一名ずつ、その他の道府県は、九、七、五名の何れかずつになっています。次号に続きます（労働委員会の権限）。